

## 平成24年度・25年度の後期高齢者医療保険料率が決まりました。

後期高齢者医療制度の保険料は、2年ごとに、医療給付費の見込みなどに基づいて、各都道府県の後期高齢者医療広域連合で保険料率を定めています。

平成 24 年 2 月 3 日（金）に開催した「平成 24 年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第 1 回定例会」において、平成 24 年度及び平成 25 年度の保険料率が決定いたしました。（後期高齢者医療に関する条例の一部改正）

### 1. 平成 24 年度及び平成 25 年度の保険料率

	H24・25 年度	H22・23 年度	差引（増減）	
均等割額（円）	41,099 円	39,260 円	1,839 円増	4.7%増
所得割率（%）	8.01%	7.42%	0.59 ポイント増	8.0%増
被保険者一人あたり平均保険料	90,560 円	85,724 円	4,836 円増	5.6%増
厚生年金の平均的な年金額 受給者の年間保険料額 （年収 201 万円・単身世帯）	52,100 円	49,210 円	2,890 円増	5.9%増

保険料額の算出方法(平成 24・25 年度) \* 所得等の条件によっては軽減措置があります。

年間保険料額  
(上限 55 万円)

=

均等割額  
41,099 円

+

所得割額  
賦課のもととなる所得金額×8.01%

### 2. 今回の保険料率改定の考え方

高齢化の進展による被保険者数の増加や一人あたり医療費の上昇などにより、医療給付費は、年 7～8% 増える見込みです（約 1 割を保険料で負担）。

このため、保険料率の上昇は避けられない状況ではありますが、本広域連合としては、特に低・中所得者の負担を軽減するため、保険料率の急激な上昇を抑制する取組を実施しました。

#### 取組 1 抑制のための財源投入【85 億円】

平成 22・23 年度の財政運営期間で生じる剰余金及び、県が管理する財政安定化基金からの交付金を抑制財源として活用します。

#### 取組 2 保険料の上限額（賦課限度額）の引上げ【50 万円を 55 万円に引上げ】

国の政令改正にあわせて実施します（所得割率の上昇幅を抑制）。

（問い合わせ先）

神奈川県後期高齢者医療広域連合  
総務課長 佐藤 和男  
電話 045(440)6709